

坂出市学校再編整備検討委員会

第1回資料

平成19年7月27日

坂出市教育委員会学校教育課

目 次

1．はじめに（学校の再編整備に向けて）	1
2．学校規模の最適化（統廃合）に関する国等の考え方	
（1）統廃合に係る法律及び通達	2
（2）統廃合を考える上での国の動向と市教委の考え方	2
（3）学校規模・学級規模について	3
3．本市の児童生徒数の推移について（児童生徒数の総数）	4
（グラフ）	5
4．児童生徒数の最近10年間の動向	
（1）小学校	6
（2）中学校	6
5．他市の参考事例（四国内）	8
<資料>	
坂出市立小学校区図	
昭和50年以降の児童生徒数の推移（別添）	

1. はじめに（学校の再編整備に向けて）

日本社会は少子高齢化が進行することで、人口構造がますます歪（いびつ）になるとともに、社会の活力が失われていくことが非常に危惧されているのが現状である。本市の学校現場においても児童生徒数の減少傾向に歯止めがかからず、市立学校の統計では、小学校児童は昭和33年の9,793人から平成19年の2,622人へ、半世紀の間に73.2%も減少した。また中学校生徒も同様に、昭和37年の5,205人から平成19年の1,303人へ75.0%減少した。

その間、学校の統廃合は昭和38年に旧の林田中学校・加茂中学校・府中中学校・王越中学校・松山中学校の5校が白峰中学校として、また昭和50年には旧の川津中学校と坂出中学校が新しく坂出中学校として統合されてきた経緯がある。

その後においても少子化傾向に歯止めがかからず、平成12年度から与島小学校、平成13年度から与島幼稚園、平成14年度から与島中学校がそれぞれ休校・休園となり、さらに平成17年度から沙弥小学校、平成18年度から沙弥中学校が休校となったところである。

休校・休園となった学校・園は、児童生徒数の減少に伴い、学級運営、部活動、運動会等学校運営に支障が生じ始め、教職員や保護者などの危機感が募るなか、また、地域住民の学校に対する深い愛着を残しながら、休校・休園のやむなきに至ったというのが実情である。

その他の学校においても子どもの数が減少し、当分の間は休校・休園せずとも何とか存続できるとはいえ、学校運営はもとより、スポーツ少年団等の活動にも支障が生じ始めているのが実情である。また、校舎の多くは改築時期が迫っていること、加えて東南海・南海地震に備える耐震補強工事の促進が急務となっている状況にある。

教育委員会としては、現状のまま手をこまねていることは許されず、早急に本市の適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と耐震化促進を図るため、概ね20年先を見越した中期（5年）・長期（10年）の段階的な実施計画（学校再編整備プラン（仮称））を策定していく必要がある。

学校の再編（学校規模の最適化）整備に向けた考察は、国・県の考え方を踏まえ、人口推移の動向を予測したうえで、効率的かつ特別支援教育に対応可能なハード面の整備と、教育効果が上げられるソフト面の施策の両面を織り込んだ、本市にとって望ましい教育環境の将来像を描くものとする。

2. 学校規模の最適化（統廃合）に関する国等の考え方

(1) 統廃合に係る法律及び通達

小中学校の設置は、学校を設置する市区町村の判断に基づいて行われるものであり、それぞれの地域の実情に応じて適切に行われることとされている。

他方、国においては、教育の機会均等などを達成するために、法令で市区町村の設置義務を課し（学校教育法第29条）、また学級規模の適正化のために教職員定数の標準を示している（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）。

さらに、**昭和31年文部次官通達**では、中央教育審議会の答申を踏まえ、学校統廃合の基本方針やその場合の規模（1）などが示され、積極的計画的な学校統合の推進が図られた。その後、**昭和48年通達**では、無理な統合で紛争や著しい通学困難が生じないように、児童生徒や学校、地域の実情に合わせるよう修正（2）がなされた。

- 1 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にとっては「4キロメートル」、中学校生徒にとっては「6キロメートル」を最高限度とすることが適当である。
- 2 教育の効果を考慮し、地域の実情に即して実施すること。
将来の児童生徒数の増減を考慮して計画的に実施すること。
住民に対する啓発について特に意を用いること。

(2) 統廃合を考える上での国の動向と市教委の考え方

上記（1）の昭和31年通達から既に半世紀が経過しており、この間、社会情勢や学校の役割・機能等も変化していると考えられる。また平成の大合併が進んでいる中で、過去の通達にも示されている「学校規模」、「通学距離」、「地域の文化拠点」の3つのポイントをもとに今後の学校のあり方を模索するため、文部科学省は現在、「新教育システム開発プログラム」（調査研究事業）で学校規模適正化の研究を進めている。

その研究の中で、戦後、大規模校の割合が減り、6～11学級の小規模校が増えている。人口密度の高い都市部では、学校規模は大きく通学距離が短くなるのに対し、過疎部では、校区の範囲は広がって通学距離が長くなる傾向がある。また、校舎の老朽化・耐震化・施設整備の問題も生じているほか、近年、習熟度別指導や少人数教育、小中連携・一貫教育など指導形態も多様化しており、学校規模と相互に関連し合うことが予想される。さらに、通学条件が厳しい山間部の学校同士の交流学習、利用しなくなった学校施設の転用など様々な課題もある、と分析されている。

坂出市教育委員会としては、学校統廃合の目的は、子どもの発達状況や教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編制し、学校が学校として最適な状態で機能を発揮できる教育環境を作り出すことを第一義的な目的と捉えている。

(3) 学校規模・学級規模について

学校の規模

学校規模については、学校教育法施行規則第 17 条において、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされ、中学校も同規則第 55 条において、小学校の規定を準用することとされている。

また、昭和 59 年文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」には、次のように学級数による学校規模の分類が示されている。

学校規模	過少規模	小規模	学校統合の 場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1 ~ 5	6 ~ 11	12 ~ 18	19 ~ 24	25 ~ 30	31 以上

学級の規模

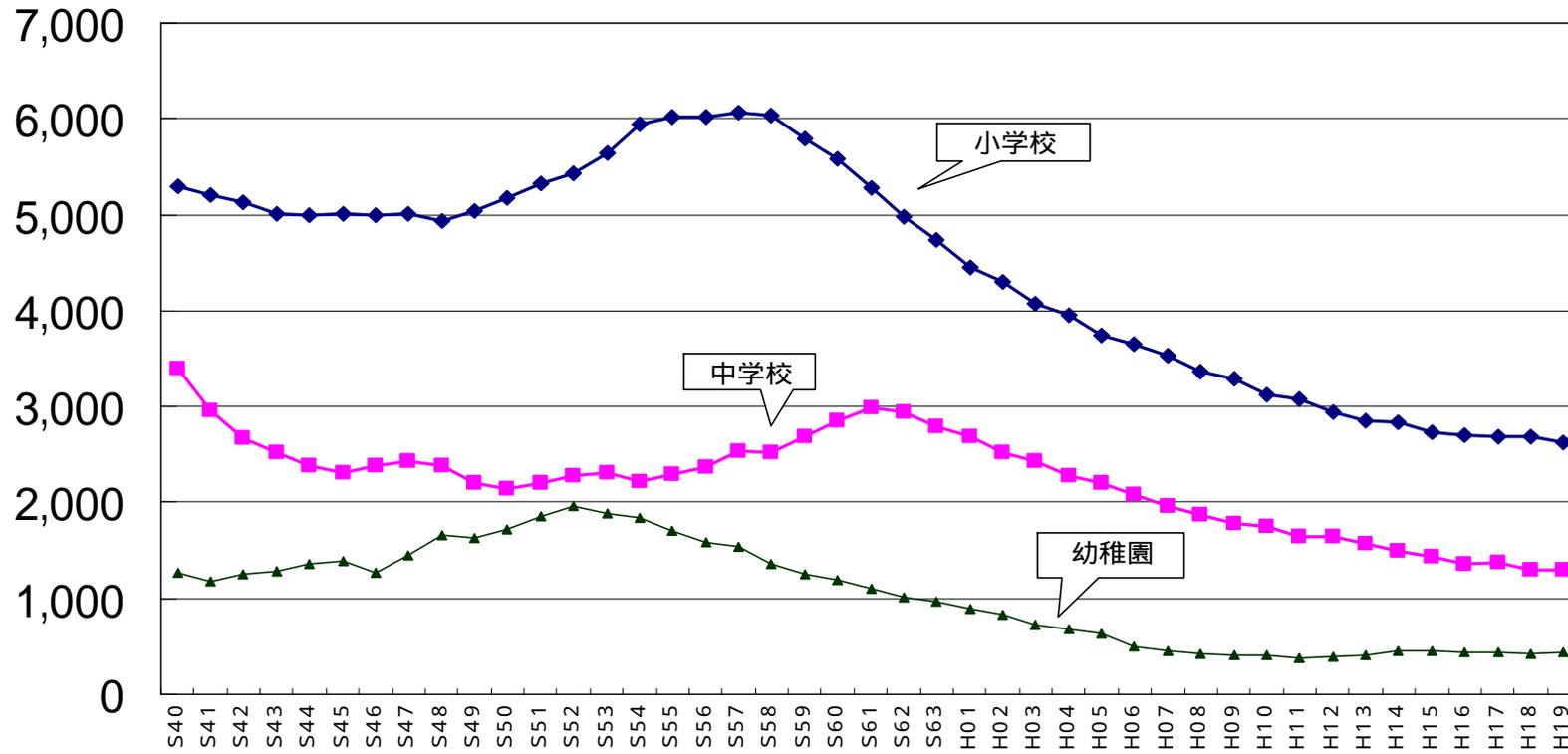
1 学級の規模は、香川県の現行の学級編制基準は、国が定めた学級編制基準と同じ「40 人」である。

3. 本市の児童生徒数の推移について

(学校基本調査 各年5月1日現在)(単位 人)

	小学校	増減%	中学校	増減%	幼稚園	増減%
昭和40年	5,301		3,388		1,260	
昭和45年	5,002	5.6	2,307	31.9	1,387	10.1
昭和50年	5,179	3.5	2,137	7.4	1,715	23.6
昭和55年	6,016	16.2	2,300	7.6	1,702	0.8
昭和60年	5,584	7.2	2,849	23.9	1,190	30.1
平成2年	4,299	23.0	2,526	11.3	828	30.4
平成7年	3,524	18.0	1,963	22.3	460	44.4
平成12年	2,936	16.7	1,648	16.0	393	14.6
平成17年	2,683	8.6	1,370	16.9	434	10.4
平成18年	2,686	0.1	1,304	4.8	421	3.0
平成19年	2,622	2.38	1,303	0.1	437	3.8

児童生徒数の推移



昭和40年～平成19年までの42年間の推移

4. 児童生徒数の最近10年間の動向

(1) 小学校

学校の適正規模は前述のとおり「12～18学級」が標準であり、1学年2学級以上、全(6)学年で12学級以上であり、上限は平均的には1学年3学級までとなる。

平成19年5月1日時点の各校における児童数及び学級数を見たとき、**適正規模校は3校(東部小・林田小・川津小)のみ**であり、7校(西部小・中央小・金山小・西庄小・加茂小・府中小・松山小)が小規模校、4校(王越小・瀬居小・岩黒小・檀石小)が過少規模校となっている。

最近10年間の児童数の推移を見ると、

(学校基本調査各年5月1日現在 単位;人 休校除く)

	西部小	中央小	東部小	金山小	西庄小	林田小	加茂小	府中小	川津小	松山小	王越小	瀬居小	岩黒小	檀石小	計
H 9	347	331	579	276	105	383	213	301	332	274	68	52	7	12	3,280
H 1 9	267	258	450	210	82	345	191	281	286	175	25	31	9	12	2,622
差引	-80	-73	-129	-66	-23	-38	-22	-20	-46	-99	-43	-21	2	0	-658
減少率	23.1%	22.1%	22.3%	23.9%	21.9%	9.9%	10.3%	7.6%	6.6%	36.1%	63.2%	40.4%	-28.6%	0.0%	20.1%
19年通	10	10	13	7	6	12	7	11	12	6	4	5	3	3	109
常学級	小	小	適正	小	小	適正	小	小	適正	小	過少	過少	過少	過少	

この10年間では、全体で平均20%の減少がある中で、特に王越小、瀬居小及び松山小が大きく減少している。旧市街の小学校は概ね平均レベルの減少で、旧市街周辺の小学校は、一部(松山等)を除いて、減少率はやや少なめに推移している。島嶼部の岩黒及び檀石は平成になってからはほぼ横ばい状態で維持している。

(2) 中学校

学校の適正規模は小学校の場合と同様、「12～18学級」が標準であり、1学年4学級以上、全(3)学年で12学級以上であり、上限は平均的には1学年6学級までとなる。

平成19年5月1日時点の各校における生徒数及び学級数を見たとき、**適正規模校は2校(坂出中・白峰中)のみ**であり、1校(東部

中)が小規模校，3校(瀬居中・岩黒中・櫃石中)が過少規模校となっている。

最近10年間の生徒数の推移を見ると，

(学校基本調査各年5月1日現在 単位；人 休校除く)

	坂出中	東部中	白峰中	瀬居中	岩黒中	櫃石中	計
H 9	6 3 8	3 2 8	7 5 1	3 9	3	6	1, 7 6 5
H 1 9	4 7 6	2 9 4	5 0 6	2 0	2	5	1, 3 0 3
差引	- 1 6 2	- 3 4	- 2 4 5	- 1 9	- 1	- 1	- 4 6 2
減少率	25.4%	10.4%	32.6%	48.7%	33.3%	16.7%	26.2%
19年通常学級	1 3	9	1 4	3	1	2	4 2
規模	適正規模	小規模	適正規模	過少規模	過少規模	過少規模	

この10年間では，全体で平均約26%の減少がある中で，瀬居中が大きな減少率を示している。坂出中は平均レベルの減少，東部中は最も減少率が低く，白峰中は平均よりやや高めで減少している。島嶼部の岩黒中及び櫃石中はいずれも生徒数が少ないため，年度(学年)によって減少率の変動幅が大きい。しかしながら長いスパンの中では着実に減少に向かっている。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条(学級編制の標準)

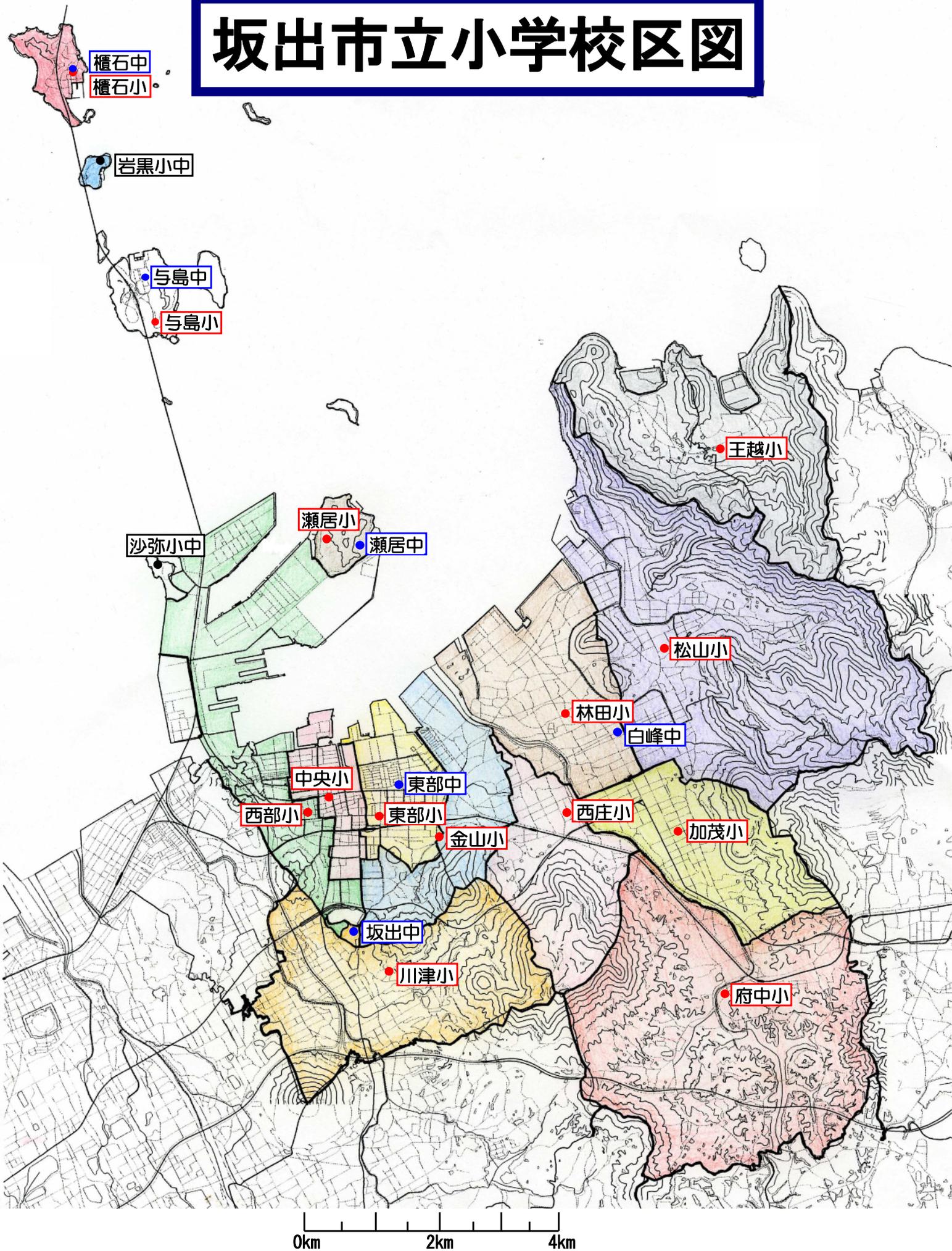
学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人
	二の学年の児童で編制する学級	16人(第一学年の児童を含む学級にあっては，8人)
	学校教育法第75条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第75条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

5. 他市の参考事例（四国内）

別	都市名	内 容	特記事項など
香 川 県	高松市	<p>・小中学校適正配置等審議会にて約2年間審議。中心部3小学校と2中学校の統合と、3小学校の統合 審議会答申後、学校関係者・PTA・連合自治会等への説明会開催し、保護者や住民への説明。</p> <p>・地域と共につくる学校をテーマに「新しい学校づくり協議会」を立ち上げ、地域と十分協議し、それぞれH21年度、22年度開校を目指している。</p> <p>（開校時期が遅れる可能性あり）</p>	新設統合第一小・中学校と、新設統合第二小学校（いずれも仮称）
	さぬき市	18年度に学校再編計画検討委員会（委員長；妻鳥香大名誉教授）を設置・検討し、H19年3月末に報告書がまとまった。これを受け4月25日、市教委が再編計画案を策定した。26日には計画案を公表し、パブリックコメントを募集。6月29日から7月11日にかけて、市内6地域で説明会を開催し意見を聴取。各地域ごとに学校関係者や自治会を含めた「地域協議会」を作り、具体的な取組みを協議していく。	今後9年間で、中学校を64校、小学校14と幼稚園12は6校園に再編
	東かがわ市	17年度に学校施設整備構想作成 1中学校区に1小学校体制とする整備計画を立案し、段階的な統合を目指す。現在、引田地区で「ひけたの新しい学校づくり協議会」で検討協議、本年3月答申。引田地区の2小学校を統合し中学校と併設する。県立高校跡地にH23年度開校予定とした。	町合併後の再編
徳 島 県	徳島市	小規模校園の対策について、基本方針をH20年度末までに策定予定	
	鳴門市	・教育振興計画策定に向け、基本構想をH18.3策定、基本計画をH19.1策定。現在17校区で地域説明会を開催し、学校・園の適正規模・適正配置の説明、意見集約中。H19年度中に実施計画策定予定	

高知県	高知市	<ul style="list-style-type: none"> ・H7.5, 小中学校規模問題検討委員会発足, H9.3 報告書。これを基に過大規模校の施設整備の改善が図られたが, 中心部の小規模校の統廃合に対する合意形成に至らず。 ・H12年度に通学区域・学級規模問題検討委員会を設置し, 学校規模の適正化, 校区の在り方, 学校選択制度, 校区外通学許可制度の検討 中心部4校の特認校制度(自由選択)の試行6年が経過, 児童満杯の学校とそうでない学校の格差が歴然とし問題化。 ・中心部の小学校を統合し移転後の学校用地に公共施設を移転することで市街地の活性化()を図る方向で, 庁内組織の中心市街地活性化準備室を設置。教委内でも学校規模問題検討委員会を組織。 	()地域の同意が得られにくいことから, 学校規模適正化とは異なった観点(中心市街地・商店街再生の意味合い)を加えた。
	室戸市	議会の行革特別委員会の報告を受け, H17.5, 小中学校統廃合検討委員会(学校関係者・PTA・地区長・学識経験者・行政の22人)を設置, H18.3 答申。統廃合実施計画書を作成し, 3年かけて説明会開催する。	議会での検討結果を踏まえた進め方
	安芸市	H17, 学校規模適正化検討委員会を組織 小学校2校と中学校1校の廃止を提言。地元の反対がある場合は, 耐震化等の大規模改修は先送りする対応をとっている。	同意得られない学校の耐震化を先送り
	土佐市	都市計画マスタープランを受け, 都市整備政策調整会議で土地利用・産業・教育・防災等の幅広い観点で検討中。地域の意識や通学事情から統廃合が非常に困難だが, 検討していく。	幅広い観点での計画作り
愛媛県	大洲市	学校統廃合検討委員会を設置し, H19.2.22 初会合, 今後1年間かけて結論を出す。統廃合に併せて学校建物の改修計画を策定する。	
	四国中央市	学校施設マスタープラン作成中。旧新宮村の小学校2校を統合し, 中学校校舎を使用して小中一貫校開設予定(19年度)。	市町合併による事情

坂出市立小学校区図

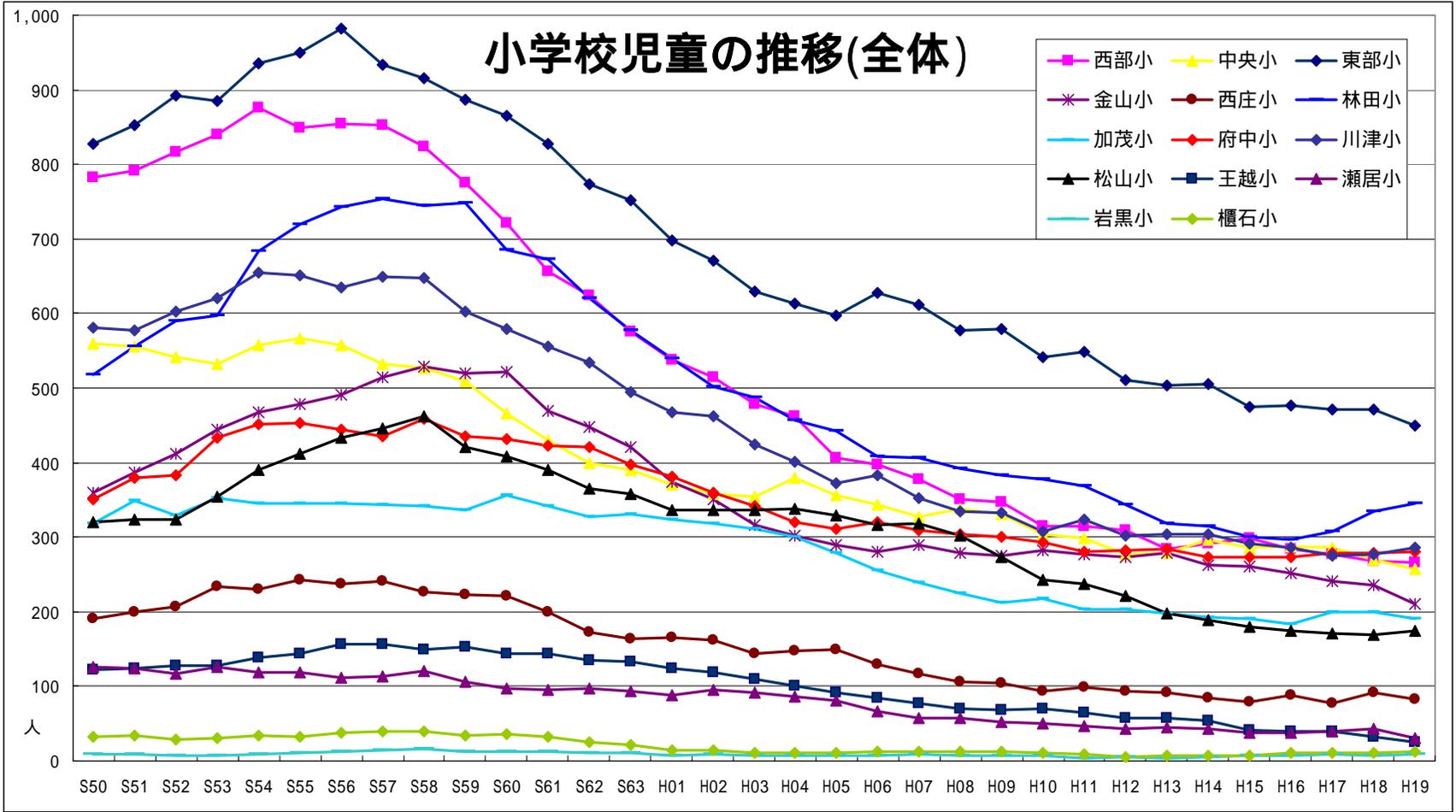


< 資料 >

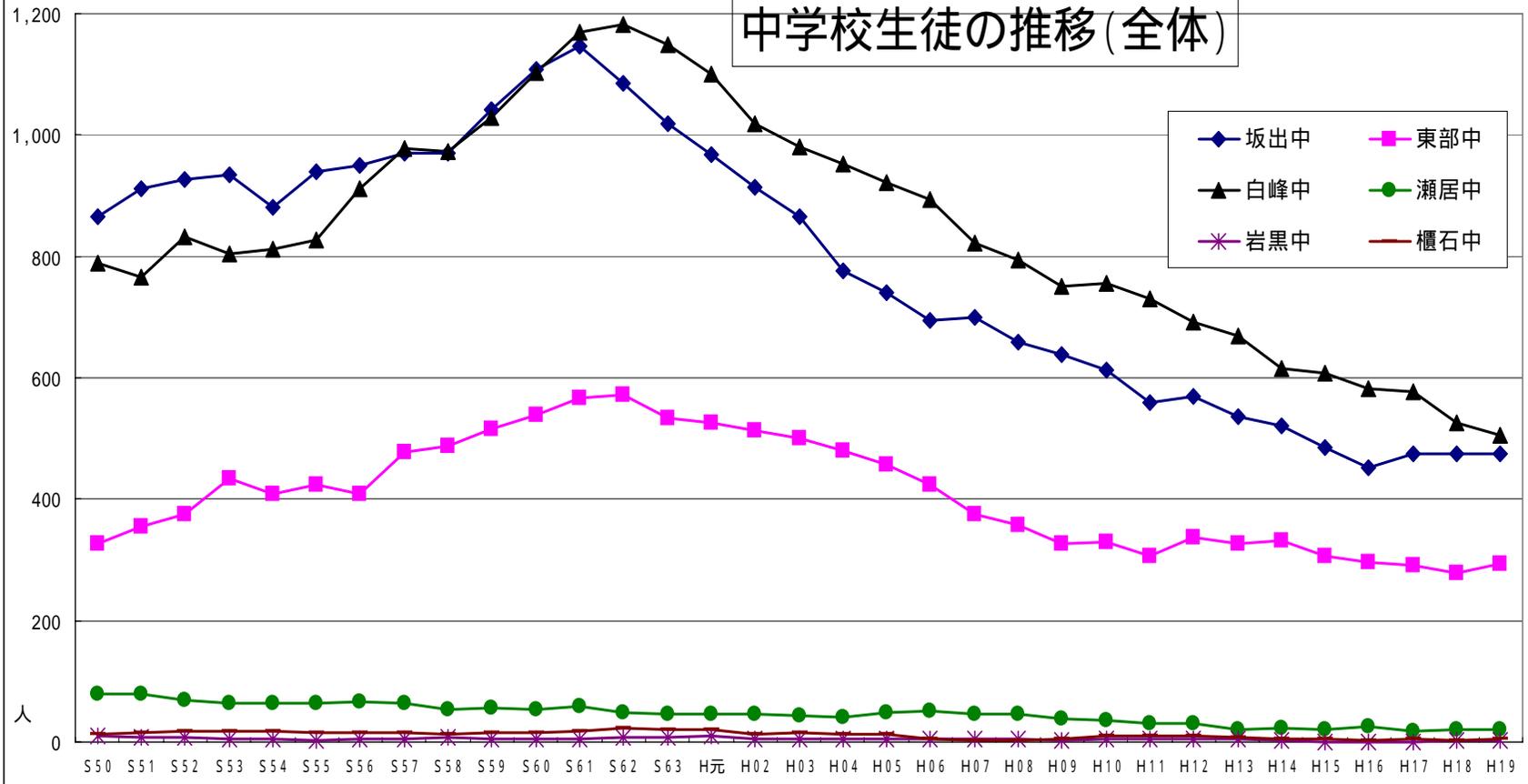
昭和50年以降の児童生徒数の推移

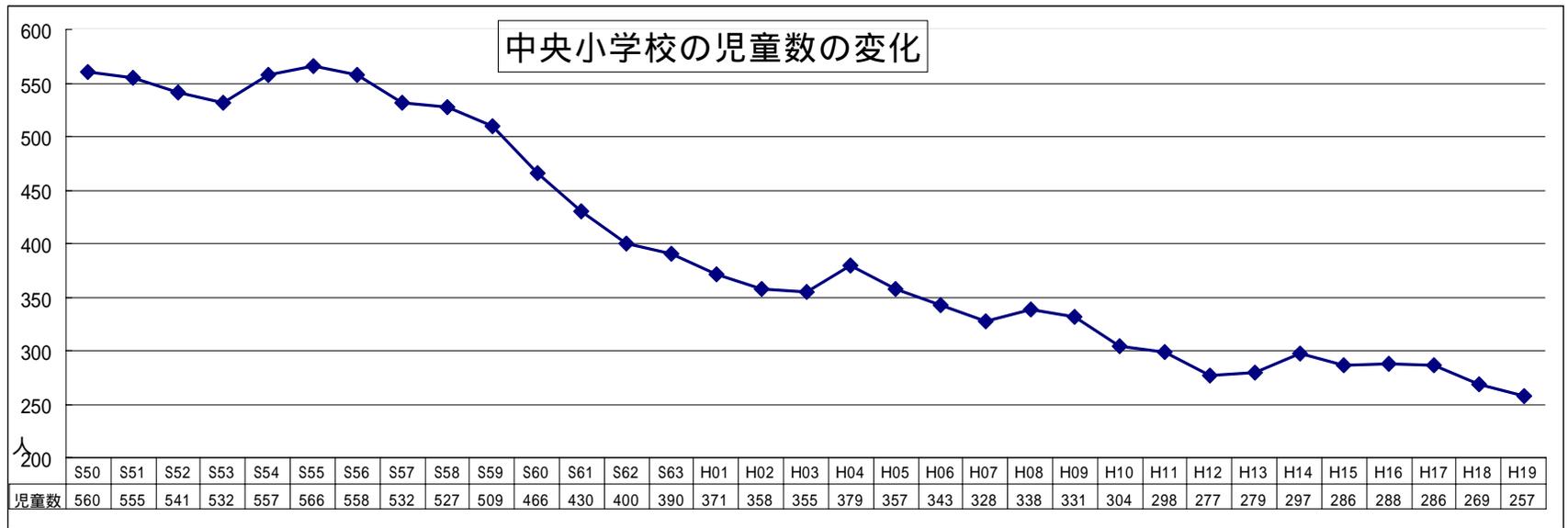
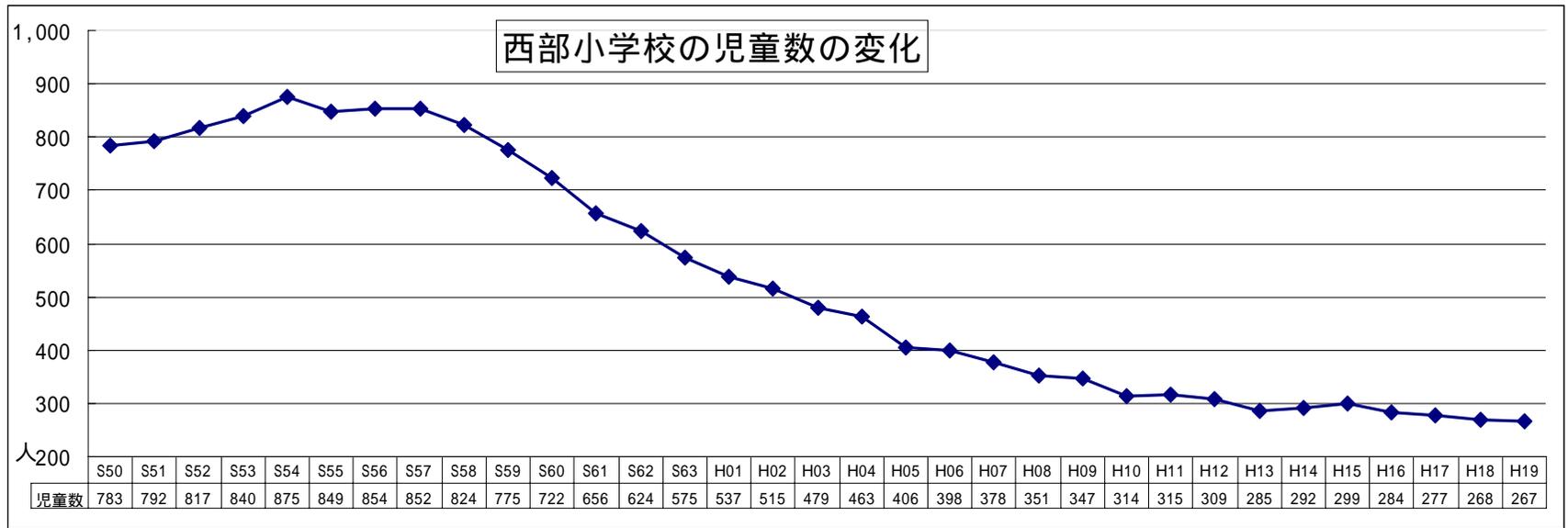
- ・ 小学校児童の推移（全体）
- ・ 中学校生徒の推移（全体）
- ・ 学校ごとの推移

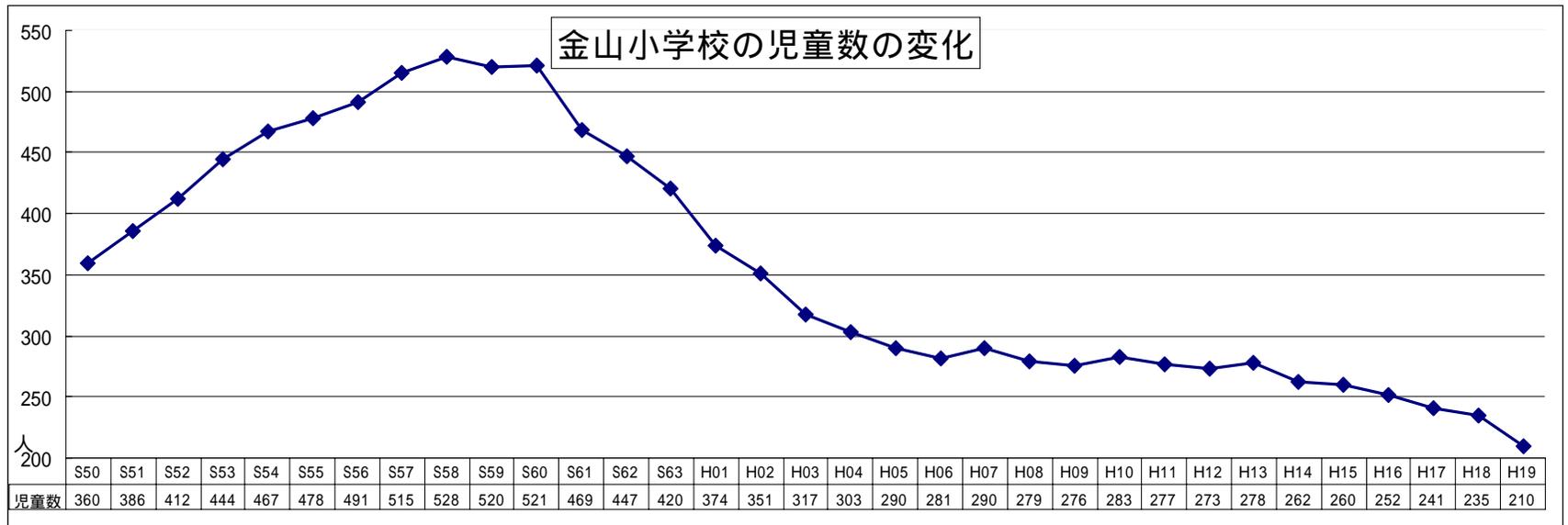
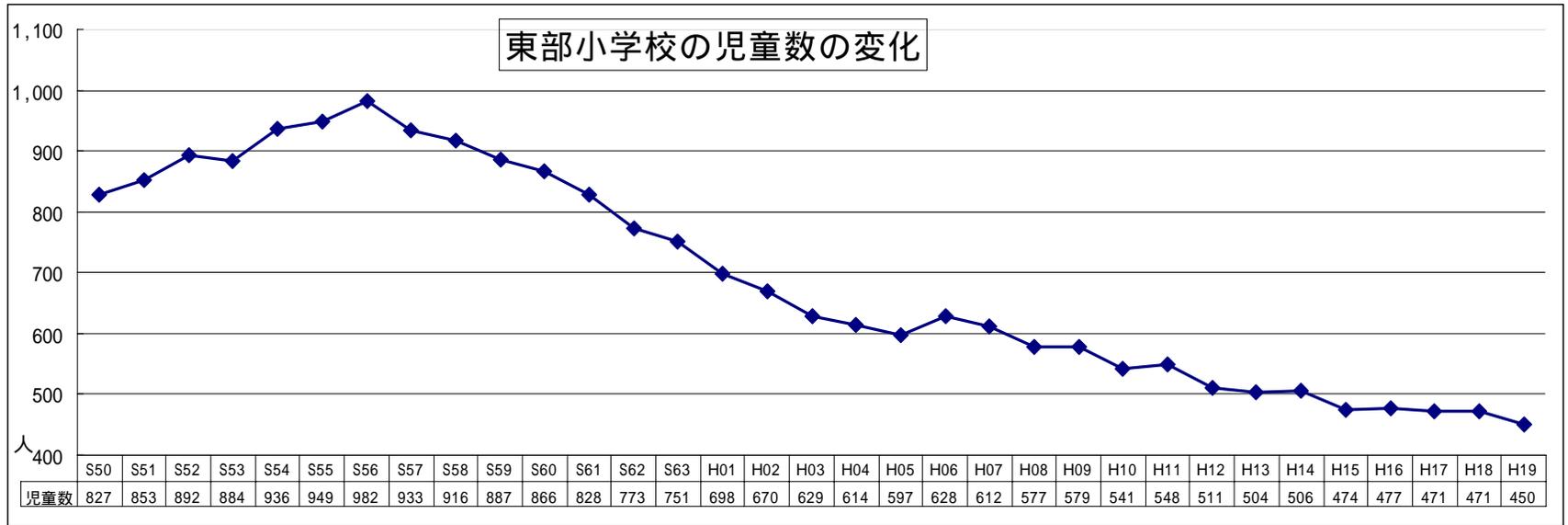
小学校児童の推移(全体)

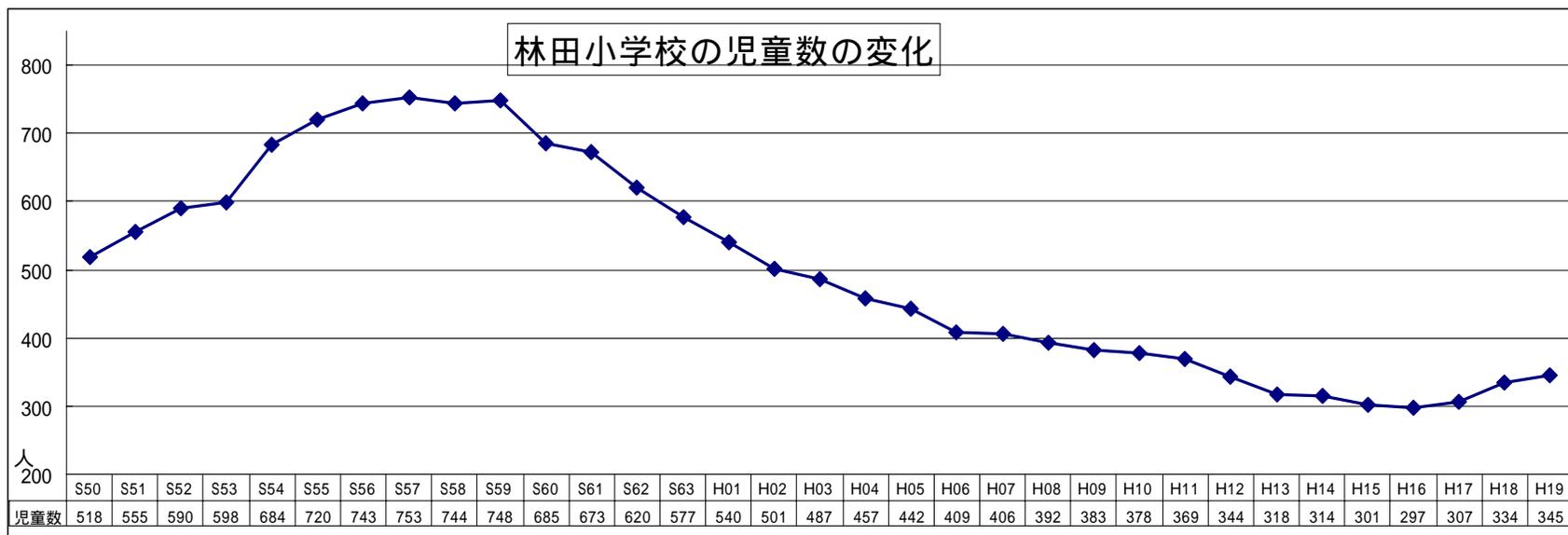
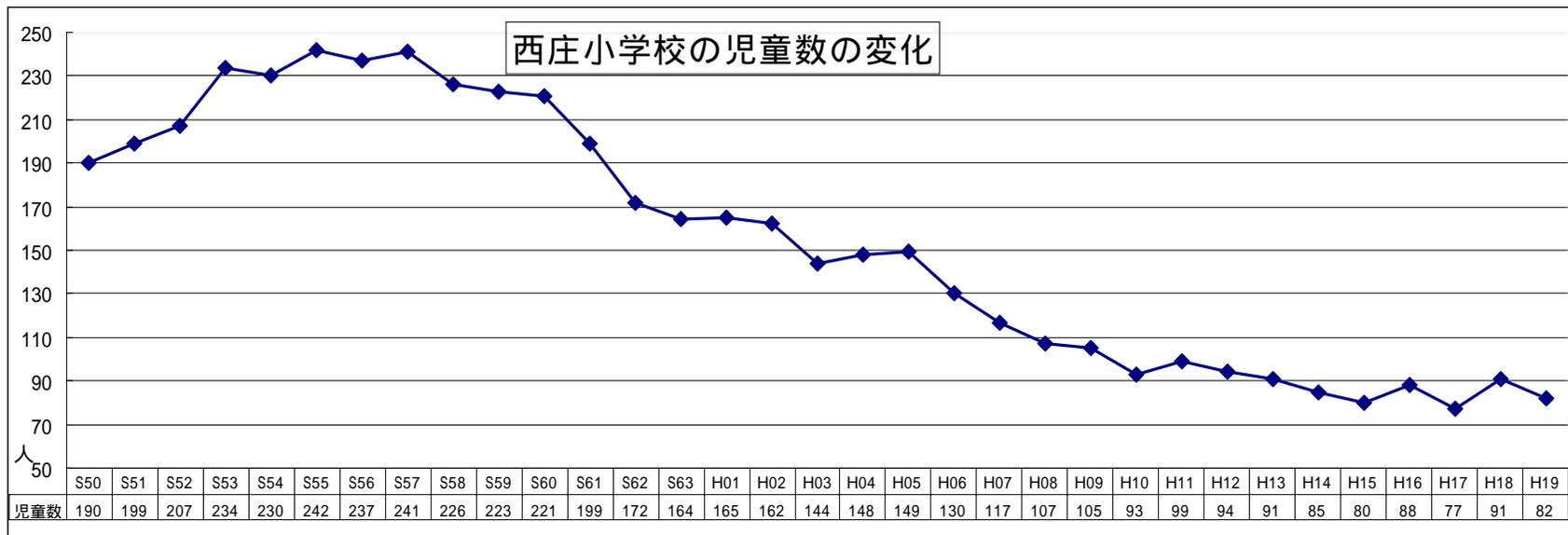


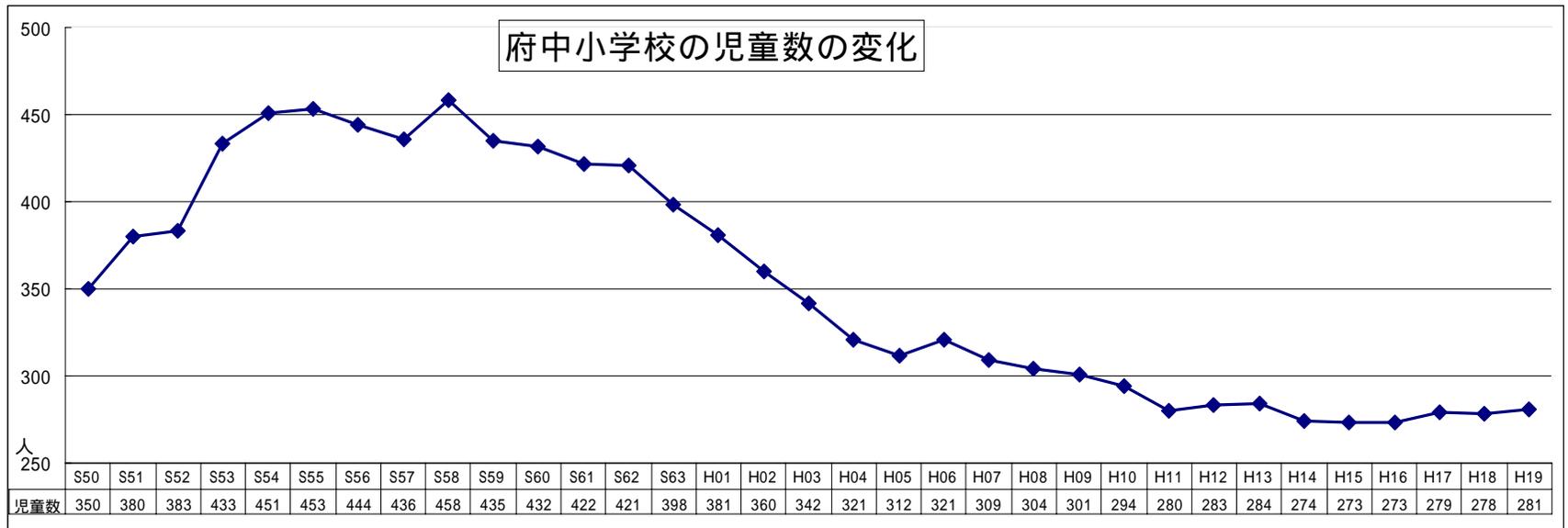
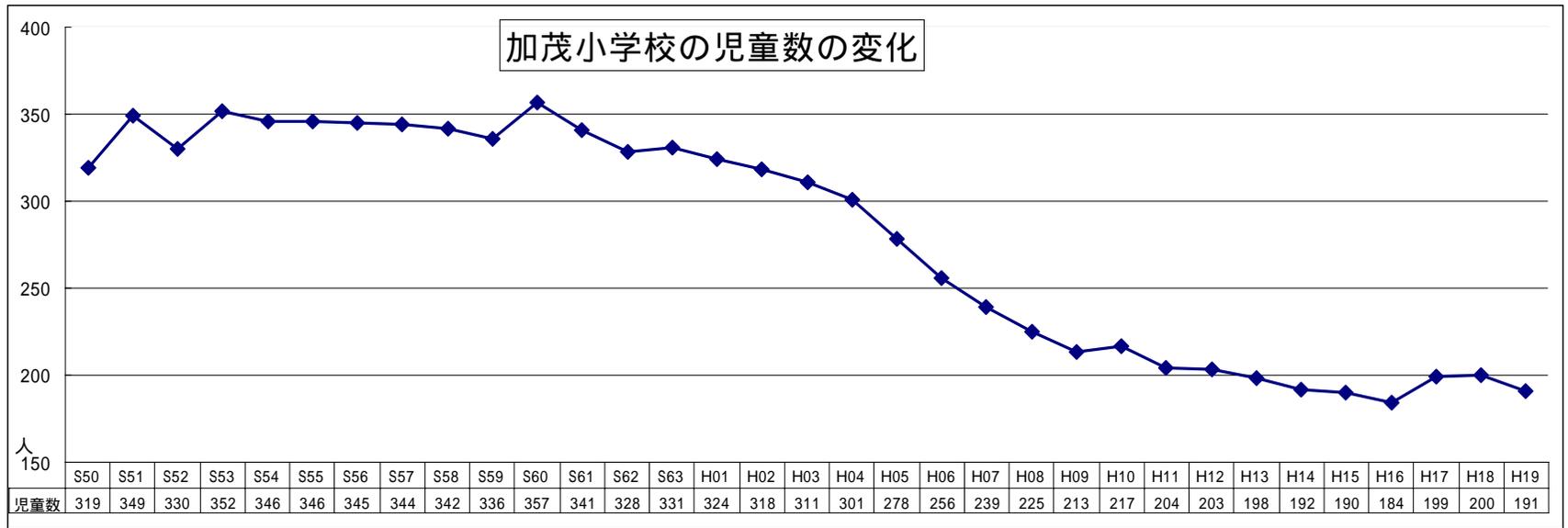
中学校生徒の推移(全体)

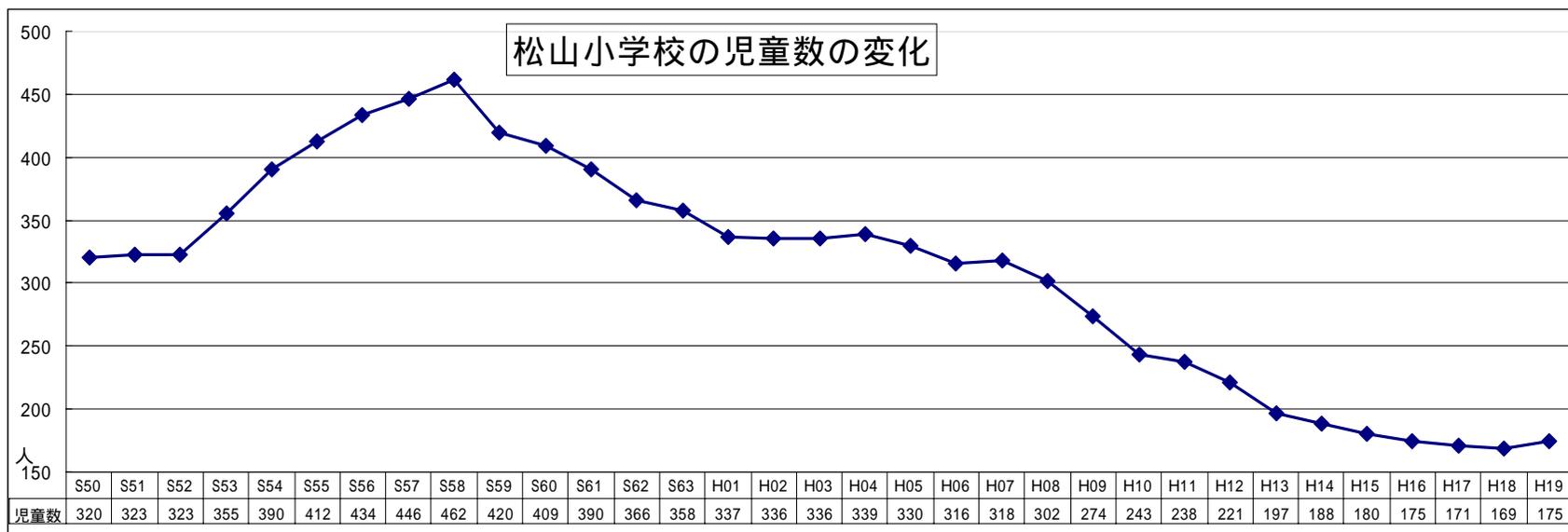
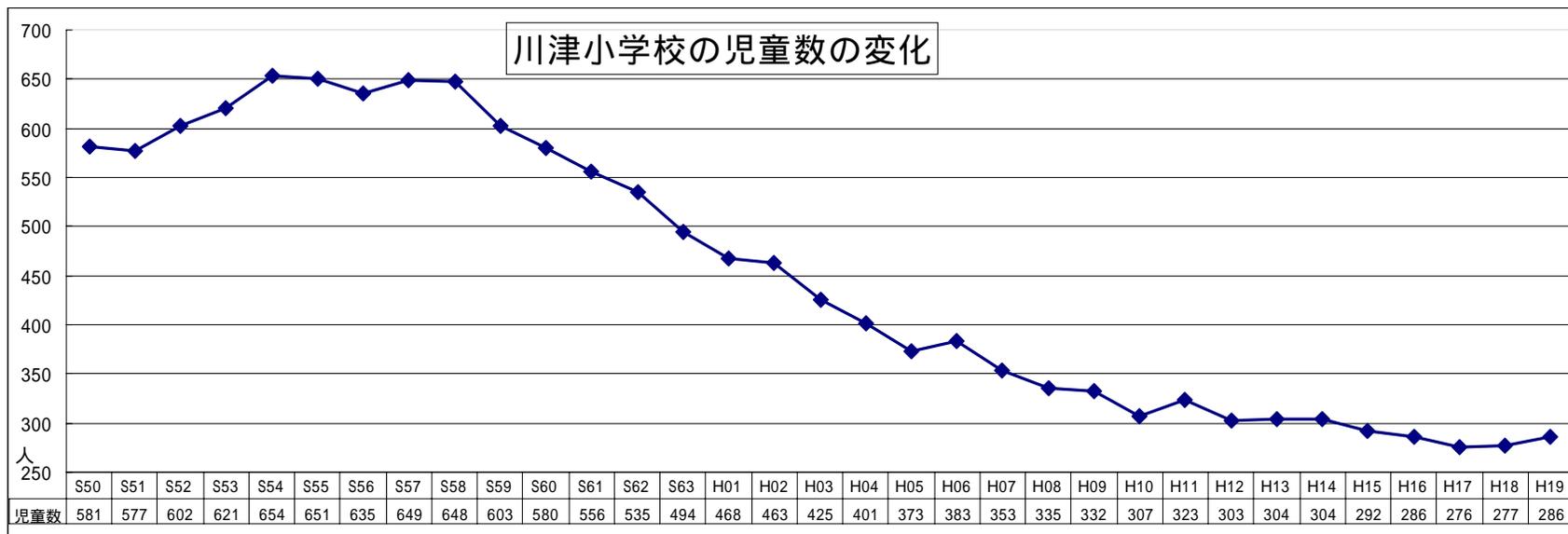


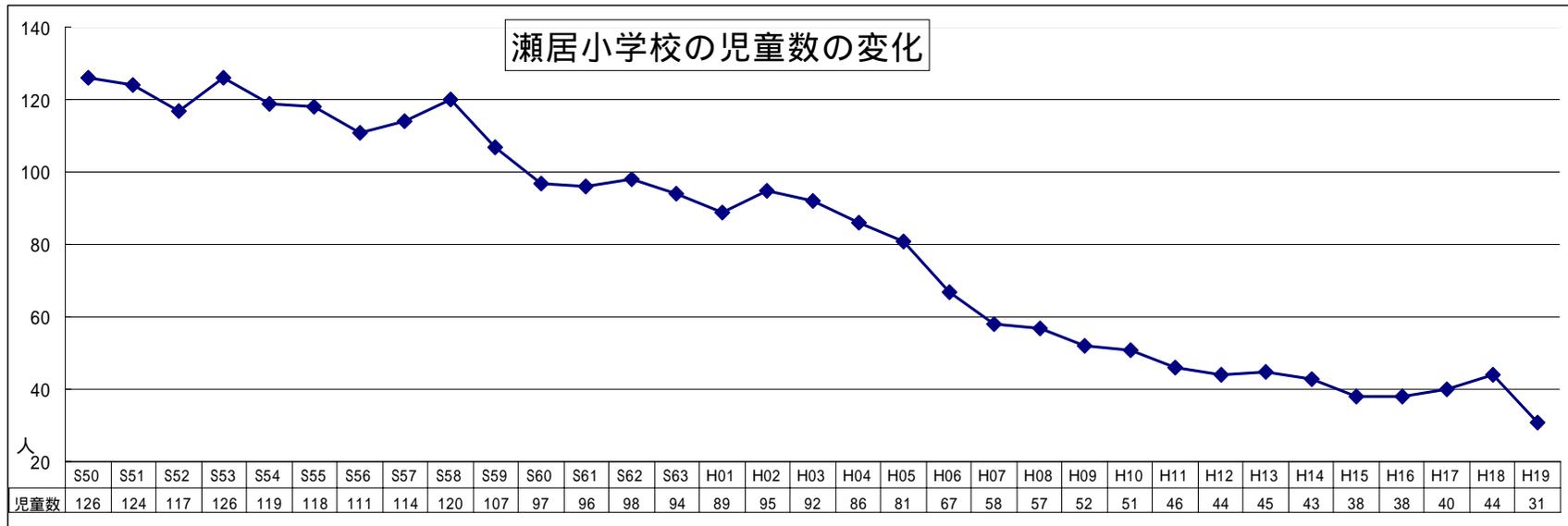
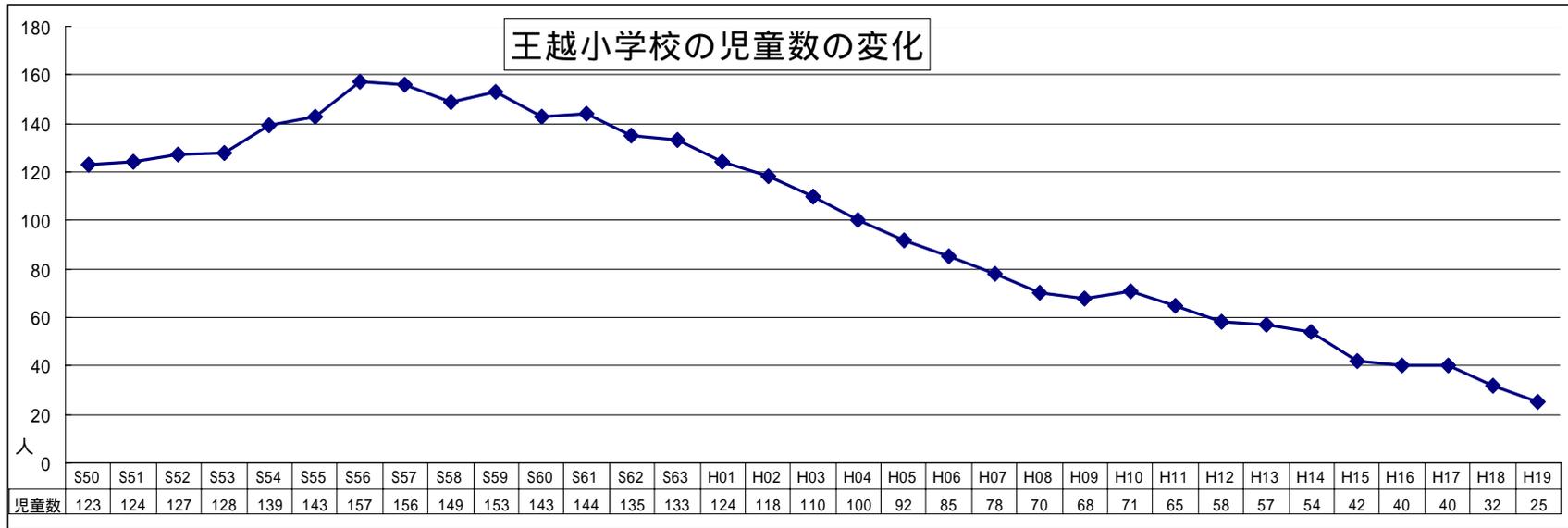


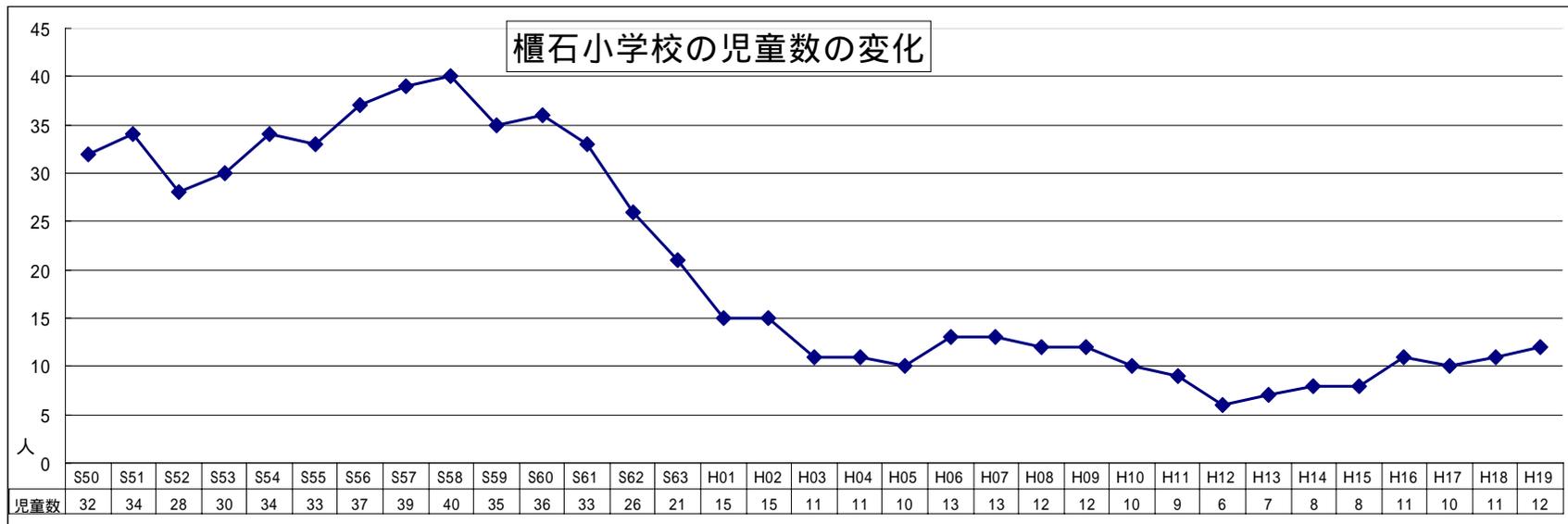
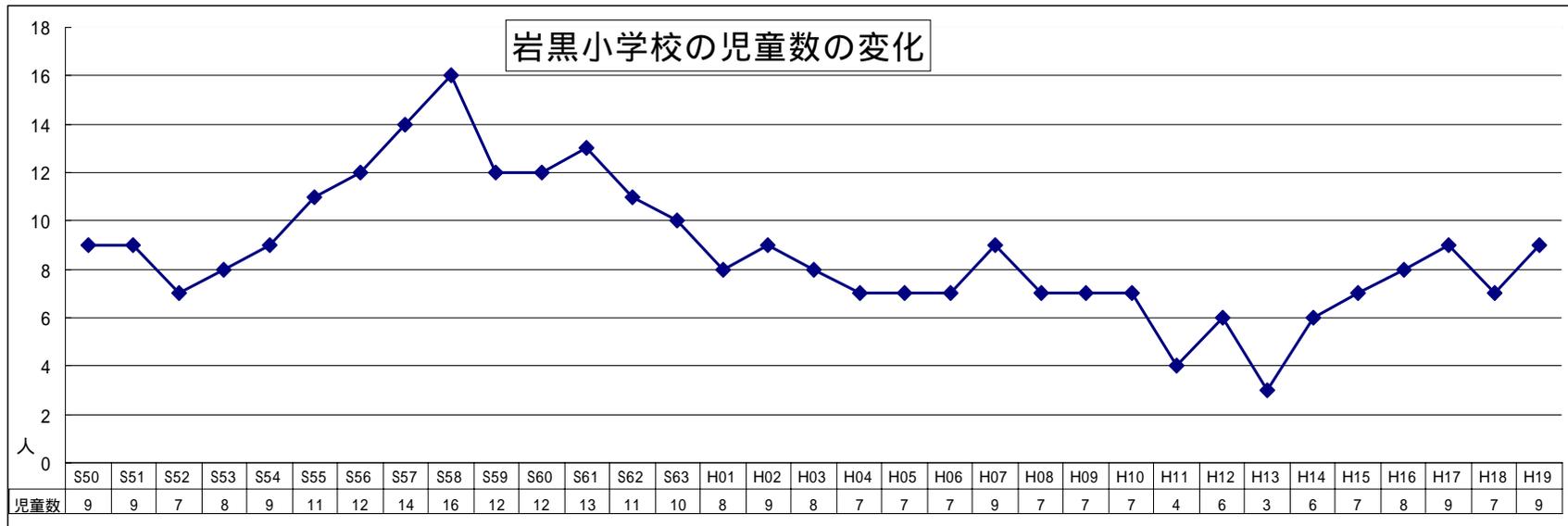


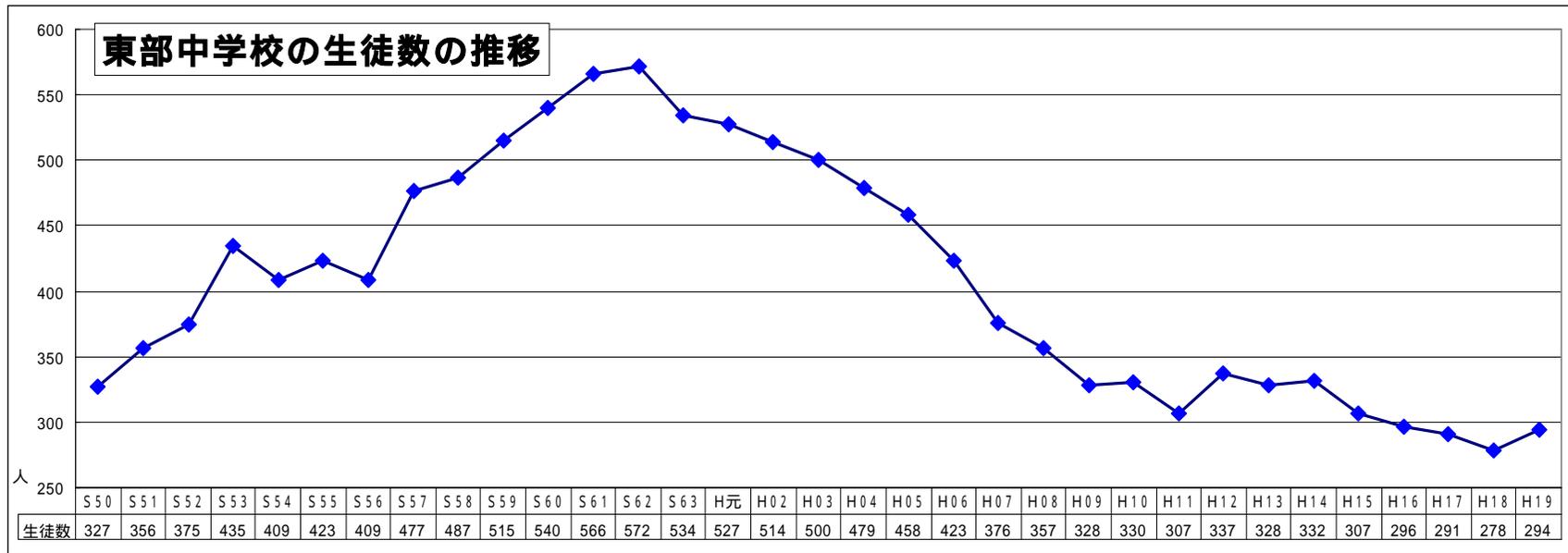
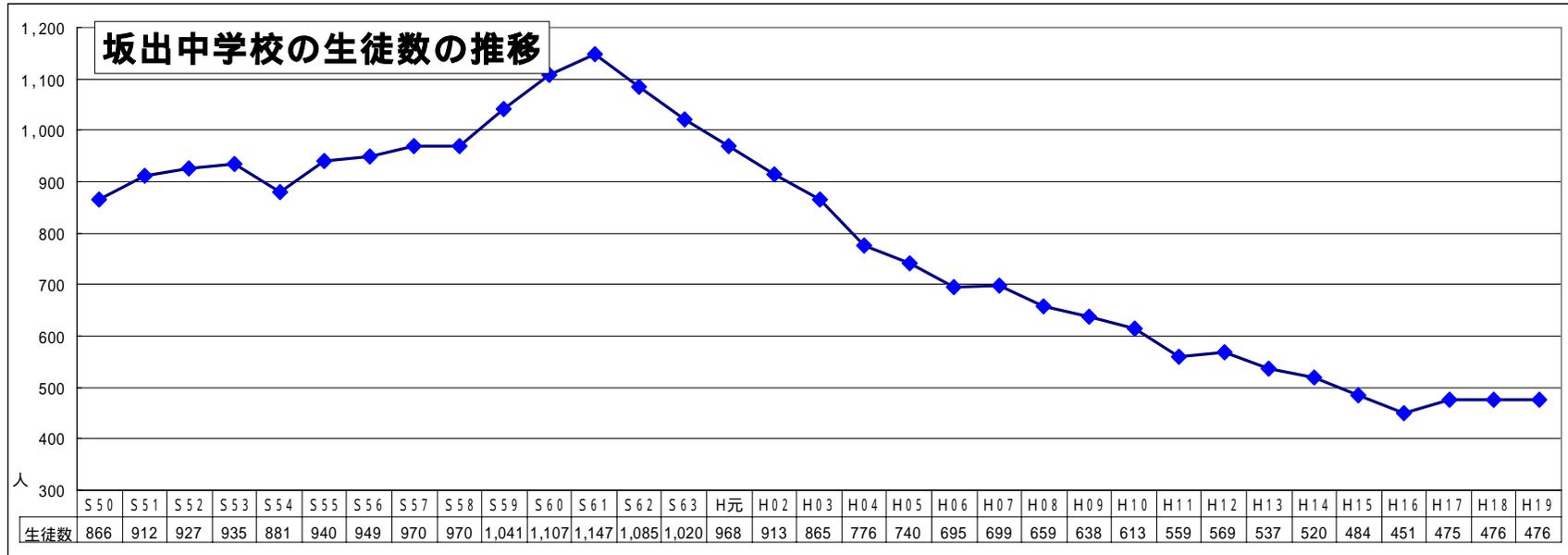


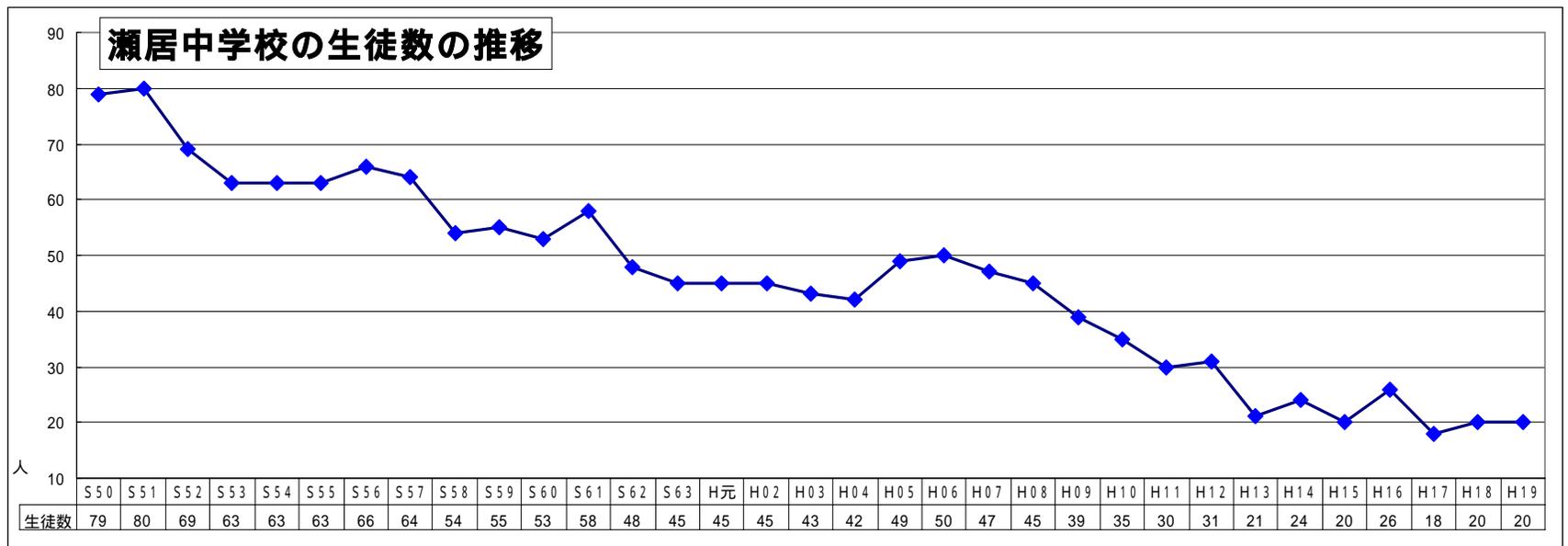
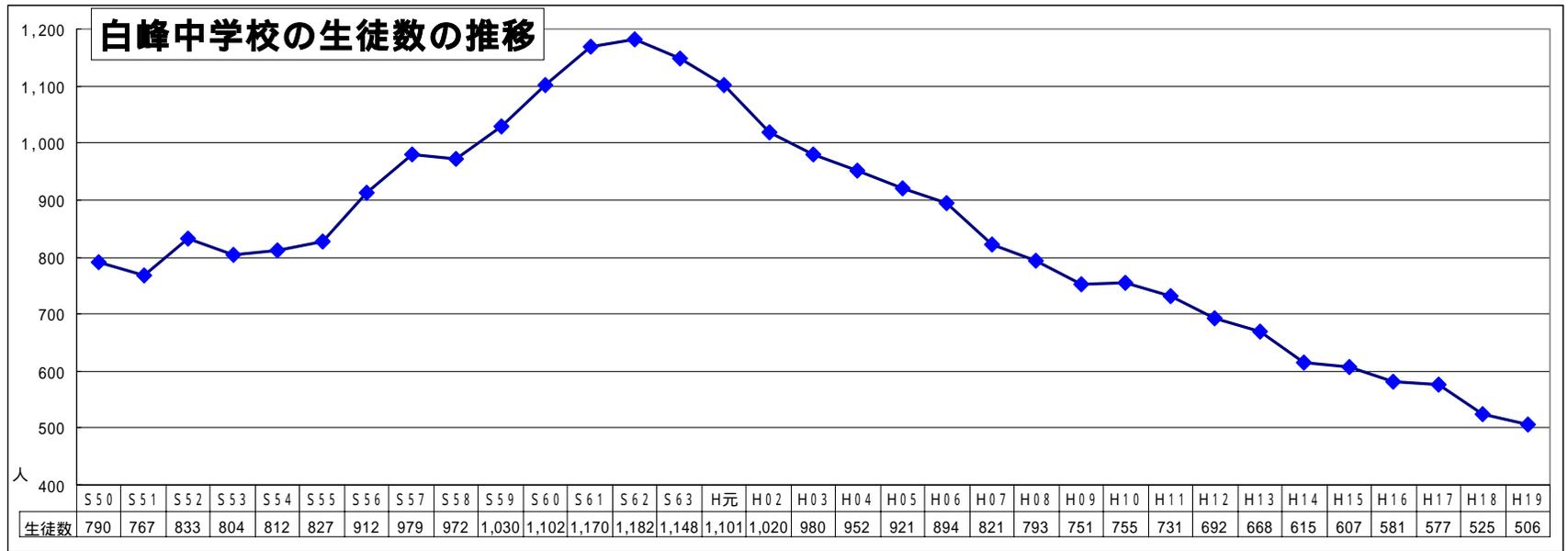


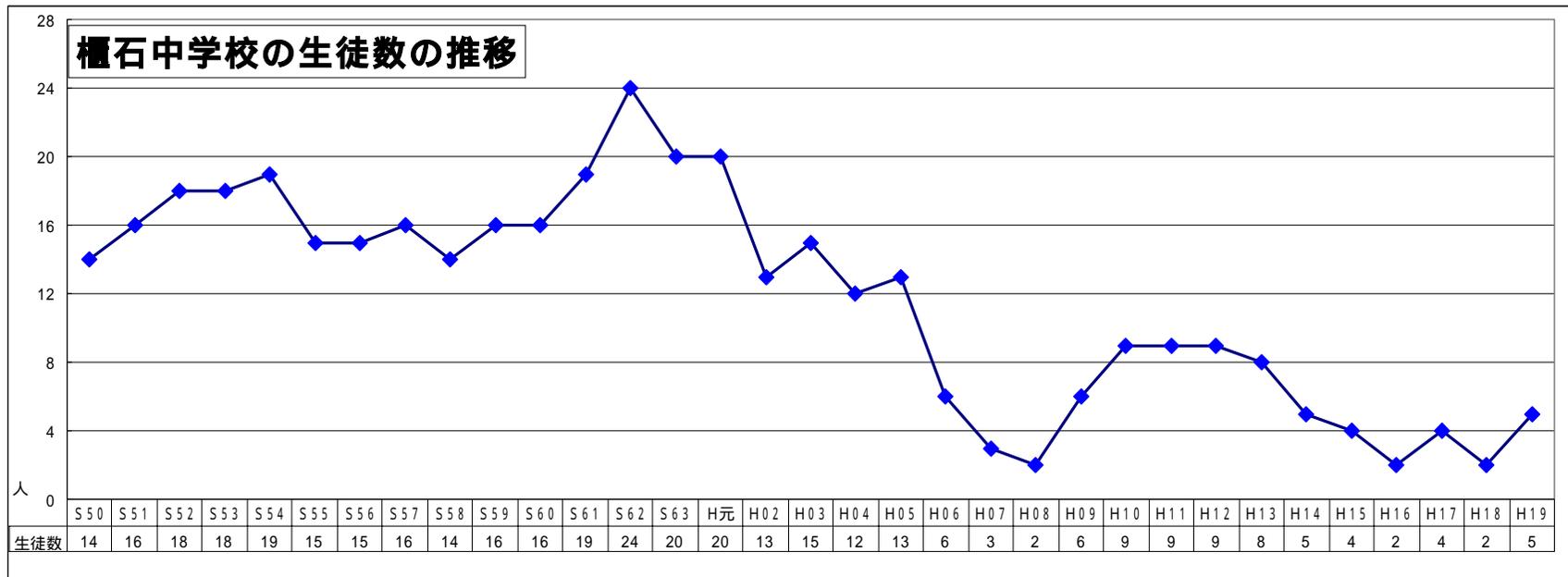
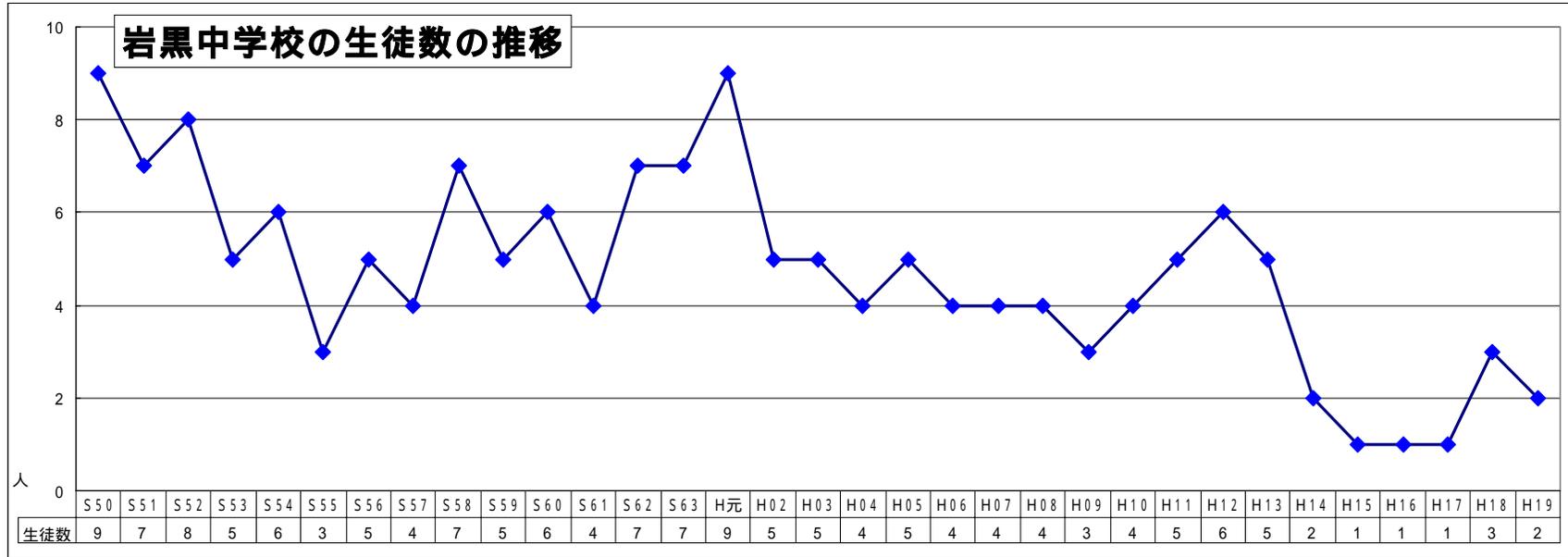












会議及び会議録の取扱いについて

会議は、坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱第5条第5項に基づき「**非公開**」とします。したがって傍聴はできません。

(理由) 学校の統廃合問題に及ぶデリケートな議論であるため、個々の委員の自由な発言を阻害しないように配慮する必要があります。また、議会側からも「委員の人権について十分考慮するよう」要望を受けております。

都合で欠席される場合の**代理出席は認められません**。欠席された場合は、会議当日の配付資料と会議録の概要版を後日送付します。

会議録は、発言の趣旨が分かる程度の**要約版の作成**とします。また、この要約版の会議録には**発言委員の氏名は掲載しないこと**とします。

会議録の要約版が作成でき次第、**学校教育課にて閲覧**できるようにし、**坂出市の公式ホームページにも掲載**します。但し、委員名は伏せて掲載します。(検討委員会配付資料も基本的に公開します。)

会議が非公開としても、各団体から推薦された委員の立場からしますと、会議の内容を推薦母体の団体に報告、協議することが考えられますので、その場合も会議が非公開であることの趣旨を十分に汲み取って頂き、**発言委員の氏名が特定されることがないよう徹底した配慮**をお願いします。